

吉野川の歴史(その4)

— 農民の治水論から想像される当時の姿 —

徳島大学 正会員 澤田 健吉

History of Yoshino River (Part IV)

Engineering Aspects Concluded from Lines of Old Documents Related to River Embankings

by Kenkichi Sawada

概 要

普通母なる川の表題で川の歴史が書かれる場合、川そのものは表に出にくい。川があることにより開けた地域の歴史が書かれているのが殆どである。筆者は川そのものの見方や扱い方が時代と共にまた人によって如何に変化して来たかに関心を持ち、吉野川を例にして調査を続けている。

すなわち、第2回の研究発表会では“吉野川の歴史(その2) 庄屋・豪農の日記類における洪水と普請の記録”と題して藩政時代の農民が治水工事の重要さをどの程度に意識していたかを、農村に残っている記録により調べた。また前回第3回では“吉野川の歴史(その3) 農村支配体制の面から見た勤農川除普請”と題して藩側から出た文書の中に、出水や工事に関係する記述がどの程度見出せるかを、藩法や農村法と云われる文書の条文や郡代の出した報告書により調べた。

今回は農民特に庄屋と呼ばれる指導的立場にある人達が、自分の所信を書いて藩当局に提出した治水論・利水論と云われる文書を集め、これを通して河川観の変化を調べた。読むことが出来た文書は天保年間(1830～1843)から明治年間(1867～1912)にわたる50年に満たない短い期間に書かれたものだが、たまたま時代が大きく変化する特別な時代に当たっていたため、非常に面白い傾向を見出すことが出来た。すなわち何の拘束もなく沖積平野を流れていた吉野川を、堤防を築いて拘束を始めた時代から、それによるひずみが次第に蓄積され抜本的な見直しが要求される時代になるまでの経過と、これを背景とする農民の要求の変化を見ることが出来た。

庄屋達はさすがに地元で毎日良く現象を見ていて、気が付く場所は、近代の日本の河川計画に大きな影響を及ぼしたデレーケと大きく違わない。統一的な記述という面で後れをとるだけと云えそうで、これは非常に重要なことと評価して良いと考える。〔河川・古文書・近世〕

1. まえがき

前回まで吉野川の歴史(その2) 庄屋・豪農の日記類における川成と普請の記録、同(その3) 藩の農村支配体制の面から見た勤農川除普請と題して吉野川をいろいろな立場から見た結果を発表して来た。今回は続きとして民間の農民の書いた治水論・利水論から想像出来る吉野川の姿を画いてみることにした。

河川を知ることの一面、すなわち昔はどのような姿をしていたか、それを如何に治めていたか、また使っていたかを現在と連続した形で見るのは非常に

重要なことに思え考察を行っている。しかし資料の数とか時代範囲に限りがあるので一般性のある結論がすぐに得られるとは思えず、一つの見方が成り立つ可能性を示すことが出来れば良いと思っている。乍恐奉願上之覚という古文書が多く残っていて、今回考察の対象にしている治水論と良く似た性格を持っている。今書面を出して御願ひしている普請は実施可能だからぜひ許可して頂きたいと云う場合、技術力の進歩の限界を表わしているとするべきか、また社会的経済的な負担力の生長を表わしているとするべきか判断し難いが、農民の意志を物語ってい

る文書とするならば上の治水論や利水論と同一に扱わねばならない。しかしこれまで検討することは筆者の資料整理の能力を越える作業になるので、今回は割愛した。

利用した文書は8篇あるが、筆者にはこれらの原本を直接参照することが出来ないで、徳島県地方の各市町村史の中に資料として載録されているもの、また郷土史資料として復刻出版されているものなどを利用した。

この中で最も古いものは天保年間(1830~1843)の文書であり、嘉永年間(1848~1853)のもの、慶応年間(1865~1866)のもの、明治年間(1867~1912)のもの各2篇が続いている。明治年間の文書の中には政府招聘のオランダ人技術者デレーケの「吉野川検査復命書」がある。この文書は徳島にある古文書の中に入れるには異質であり問題かも知れないが、当時の吉野川の状態が良く分かり興味が持てるので取り込むことにした。

また時代的に一番古い松村元助の文書は、何れの方法によっても筆者は現在直接読むことが出来ない。しかし他の文書の中にその存在が紹介されているなどして、重要な位置を占めると思われ割愛するわけにはいかない。しかし幸なことに後述する庄野太郎の文書の中にその概要が引用されていて、これを利用すると一応の考察が出来るので一節を設けた。

以下これらを、書かれた年代がはっきりしないものもあるが、妥当と考えられる年代順に並べ紹介していく。文書の出所が多様なので本文中に引用した時の文体が不統一になるが容赦していただきたい。

我々が現在この時代の吉野川の状態を想像する時最初手にする資料はやはり、明治20年代陸地測量部の作った迅速測量図である。これによると吉野川下流平野のかなりの部分が荒地と表現されている。上の文書を読みながら何らかの判断をする時、参考となると同時に先入観を与えることにも成るから、注意しなければならない。

繰り返しになるが、筆者は採用された工法の妥当性を評価しようとしているのではなく、全体的な流れを追うことで一つの見方を示し、古文書を現代的に読むための手掛りを得たいと思っていることを強調しておく。

2. 松村元助の文書

前述したように2、3の文書に名前が挙って来るもので、麻植郡鴨島村の松村元助が天保年間に書いたと推定され、この種の議論の最初のものとして評価されている。その原本ないし復刻版が現在どこに在るか筆者にはつかめず、まだ読んでないので詳細は分らないが、後述の庄野太郎の「吉野川水利論」にその主旨が紹介されているので、これを利用するとある程度内容を想像することが出来る。

これによると彼は河道の直流化を主張しており、それを実現する手段として種々の杵・柵・牛工法を紹介している。庄野太郎は、松村元助は「学を好み、氣力絶倫博聞強識」であり「春夏秋冬間を倫み河上に立ち、上下に逍遙し或時は山に登り、上流岩津より下流別宮口迄の水流を眺望し、其曲直の形勢を観察」するような人物だから、彼に任せれば必ず成功を見るだろうと云っている。後述の佐藤玄仲と似た内容結論であり、また当然佐藤玄仲も松村元助の文書を紹介している。

非常に単純に河道の直流化を主張した印象があり、上記の工法によって直流化が成功すれば問題はない。しかし筆者には、これとは別に初期の治水論がこのような直流化論から出発するのに必然性が感じられる方に関心がある。今までは吉野川は北山から南山まで平野巾一ぱいに流れていたわけで、この状態を好ましくないものと判断して何か対策を考えようとすれば、最初は堤防で流れに制限を加える考えが出る。しかも一番単純な形の直線とするのが自然だと考えるからである。この考えが後で如何に変化したか、大堤直流の考え方が行き詰る時が来るので、調査するのは重要な課題になる。

したがってこの文書から想像される吉野川は、まだ原始に近い姿と云える。天保11年(1840)に画かれ県立図書館に所蔵される「吉野川古絵図」には第十堰から岩津の間の吉野川の川岸の姿を見ることが出来る。川の流れが紆余曲折した何ら手の加わらない草木の生い茂る自然の状態そのままの川岸が画かれていて、上の文書から想像される姿と良く符合している。

3. 山田五郎左衛門の吉野川普請愚考書

これは板野郡住吉村の与頭庄屋山田五郎左衛門の筆になるもので、文政7年(1824)と天保12年(1841)の

2 度にわたって書かれた文書だが、本論では日付を後の天保の時代にとっている。なお筆者は藍住町史に採録された文書を読んでいる。

非常に議論の運び方が簡単でかつ幼稚に見えるが、河に対するかなりはっきりした見方を示している。すなわち彼は「今吉野川を岩津より東し海辺迄直に被遊候へば出水毎に川底掘れ申候て砂を両側馳上申候て自然と堤の形ち出来可仕候。又不掘らして川中自然に掘れ申深く相成可申候其時川の両側に竹木芦の類を植付置砂を為拘候へば無造作に簀堤の形出来可仕哉と奉存候」の記述から分るように、河道の直流方式を採用している。これは松村元助の論と同じで初期の治水論の考え方の上にいる。

更にこの直流化の計画を実施に移す段において、自然の力に依らねばならぬことを説いているのは当時としては当然である。このような工法がとれるのは、前時代からの河川観の引き継ぎとして、ある程度の氾濫はやむを得ないこととして許容していることが読みとれる。氾濫した流水の力によって河床が掘れ、掘れた土が自然堤として河道の両側に積み上げられていくメカニズムを利用していることを指している。

したがって人力に依って行う作業量は自然の力の働きかけを作るだけの非常に少ないもので、1 年に春・秋 2 日の作業を 10 年も続ければ良い、と簡単に云っている。ただ厳密に考えれば、これだけあれば充分だと云っているのか、これだけしか出せないと云っているのか区別ははっきり出来ないが、この数字はデータとして関心がある。

水理学的な記述もある。流水断面積の検討で流速を考慮せず単に断面積を等しくするだけの計算で得た結論だが、これに依って吉野川の両岸の平野全巾を水に漬けなければならない必然性はなく、直流化して流路をある範囲に局限しても洪水の流下は可能だと云っている。計算方法の良否の問題ではなく、このような計算を始めているそのことに意義を認めなければならない。

話が具体的になる程、現在の目から見るとそれで良いのかと問いたくなる焦燥を感じる。しかし一方直流化に依って河川敷の中に取り残される家屋や田畑の代替地の斡旋には性急な対応があり、技術的な問題処理との間には違いが感じられる。すなわち「一統の者共の力を以相勤申候時は、いと易き儀と奉存

候」のような一文がある。

悪水の処理の問題は、吉野川に切り落せば簡単に処理出来る様に書いている。これから当時吉野川の河床が非常に低く容易に悪水を呑んでいたことが想像できる。ただしこの状態がいつまで続いたかに関してはお互に相反する記述があって確かなことは云えない。すなわち後述の豊岡蒔墩の文書では、流出土砂による河床の埋没の問題が強い調子で追究される一方、大正時代になって出来た板名用水の 50 年史にはまだ悪水を支流宮川内谷川に吐いていた事実が書いてある。

4. 後藤庄助の吉野川筋用水存寄申上書

これは名東郡早瀬村の与頭庄屋後藤庄助が嘉永 3 年(1850)に書いたもので、郷土史談第四編としてまとめた復刻版で読むことが出来る。治水技術・利水技術と云うより、それが完成した時の経済効果を論じたとも云える記述である。先ず客観的に藍の占める経済的な重要性を認めながらも、讃岐の反当りの米の収穫量が阿波より多いこと、経済活動の指標としての利息が讃岐の 8～9 厘に対して阿波は 1～2 歩と非常に高いことを示して、阿波における不足米 20 万石の負担の重要さを解説している。

次にこの不足米 20 万石を確保するための開田の可能性を論じている。現状を改善する為には吉野川の水を利用するしか無いと云っていると読むのは容易だが、後述する庄野太郎の云う様に後藤庄助は「芳川の流域中に於て拓地の要を論じつつ其本旨として治水を論ぜり」と読むのは少し難かしい。

それでも関心の持てる技術的な記述を以下に紹介する。上巾 4 間・底巾 2 間・深さ 1 間という溝渠の標準断面を掘るのに銀 22 匁が必要だとする数字はここで始めて示されていて、いくらか安いと感じられる値だが関心が持てる。川島の山の下で水を取り以西用水に繋ぐ案自体は誰が見ても考えることだが、ただ費用を自分達で作らねばならない所が苦しい点である。上記の寸法はここに作る溝渠の断面として使用する寸法である。ちなみに現在吉野川の下流から取水している麻名用水と板名用水の 2 大用水もこれに近い断面寸法になっている。他の人の文書でもあまり問題にされないが、地形に関しては北が高く南が低いと云うこと以上の記述は見れない。どの程

度の把握があったのか、大切なことなので関連ある文書が見付かるのを待っている。

悪水の排除に関してはやはり簡単にしか触れてなくて、河床の高さが現在と大きく違っているためと考えざるを得ない。井川峠の下にトンネルを掘って穴吹川の水を鮎喰川に落す話もあり、このような大規模な計画が立てられるのは驚きである。この場合は穴吹川の取出位置があまりにも上流に在り多くの水が集められないという判断のため計画は実らなかったが、条件さえ満しておれば掘り切るだけの技術を持っていたと思うべきだろう。

「御他領之引合申上候は奉恐入候得ども」として木曾川が河口から7里、多摩川が13里の地点から潤沢に水を取っている例をあげて「兎角に用水之義は長流に無之候而は、往々用水に者相成不申候義と奉存候」とし、吉野川もこれらの川に劣らぬ条件を具えていると指摘している。

藩の認可が出るのに手間どって難行している鮎喰川の入田用水の普請の件も取り上げているが、当時用水はその川の状態が良く把握されていて、更に小規模な工事で目的を果すことの出来る、支川からのみ取水する状況であったから、本川から取水せねばならぬと云うのは重大な提案であったはずである。現在でもこの地域で吉野川本川から取水している大きな施設は、大正時代に入ってやっと完成した、川島から取水する麻名用水と、出来方からして特殊な事情に左右されたしたがって古文書にも提案されることのなかった、柿原から取水する板名用水の2つであるのは周知のことである。

他国の例の話となると現在の読者である筆者にとって、吉野川と非常に良く似た条件の下にある紀の川に関して何らの記述も無いのは、参考になる所が多いと思われるので、非常に残念である。それでも自国を他国と比較するのは、調べることと同時に発表するのは、共に藩政時代には大へんな拘束を受けることと思われるので、書いていることは偉とするに足る。

総括的に見て後藤庄助の目は他の人達と違って技術者のと云うよりは、政治家のと云える。吉野川下流平野を全体的に捉え、洪水に襲われた時に何が起るかという細かな事象はかなり捨象しているようである。逆にここには水害は許容しなければならぬ、

耐えねばならぬと思う一面があることになる。

5. 佐藤玄仲の奏上書

これは名東郡庄村の医師佐藤玄仲が嘉永5年(1852)に書いたもので、現在は名東郡史に依って内容を知ることが出来る。「且夫於芳川両辺築大堤次防禦被洪水則川辺及遠村相借避其患難者也蓋於築其大堤之事則必也有群議競起歟夫隅雖築大堤若遇洪水而有其壞崩則反求其大禍蓋此事尤有理故予立洪水之分量以築大堤而要万古不壞之事者也」と彼もはっきり大堤主義を打出している。

ここで云う大堤とは底巾40間・夫端巾15間・高さ18間もあるもので、のり面こう配はやや急であるが全体的に見れば現在吉野川にある堤防とくらべても良いような大規模のものである。小堤と云っているものでも大堤断面の $\frac{1}{2}$ 以上はあるが、それでも水衝部に造る一時的な間に合せの堤防であるとしている。更に川辺に在る村も、川から遠く離れた所にある村でも、一度洪水が出れば被害は同じであると厳しい判断をして大堤の必要性を説いている。

更に大堤を築けば、万一それが破壊した時の被害は一層大きくなるとして大堤を築くことに反対する者が出るかも知れぬ、と現在のオルターナティブ・テクノロジーを予想したような重要な指摘に注意しなければならない。この問題に対して、水の量を考えているから大丈夫であると云うが、その推定法がどのようなものか興味がある。ただこれらの点に関して文書の最後に、この記述は発端であって築堤が認められれば詳細は改めて文書で提出する、と云うだけで具体的なことは何も書いてない。

ここまでの議論は、分からぬケ所は善意に解釈していくとすると、正攻法で非常に立派である。しかしこのような大堤を築立していく手段になると、中国の夏王禹の例を引き合い出し忠誠忠信の心の大切なことを「天下之諸民亦目一其心皆懷忠信以成終其事者也此全非先金錢而唯因一其心以主忠信而已矣」と書き、やる気が無かったら金錢をいくら出しても成功は無理だと、精神論を持出して来るのは筆者を辟易させる。

上の様な精神論的な面に注意を向け過ぎると、堤防を作ることが良いことだという時代的な雰囲気の中で佐藤玄仲が、自分にやらせてほしいと云って居

るだけのものと速断する誤りを犯しそうになるので注意しなければならぬ。しかしこれだけの文章による同で、しかも詳細は認可された後で説明すると云うのでは、藩当局も聞き入れる訳にはいかぬだろう。

したがって「その改修方法は、大正の今日天下の博士大家の設計案と何程の差違があるのか、僅に森林乱伐の結果土砂が流出し、河底が上昇した程度を些しく加算計算すれば、ほとんど佐藤案と全様なりと云うことが出来るであろう」と書いた、佐藤玄仲の文書を記載した名東郡史編者の入れ上げには必ずしも納得出来ない。

ただ精神論を述べた文章の最後に「上郡有経営則自下郡扶助之下郡有経営則自上郡扶助之宜相与共扶助之而後成終此大作者也」と吉野川の中流域と下流域の住民相互の関係を強調している。既に何らかの利害の対立があり、治水計画を立てるのが難かしくなっていたのかと思われ、これが何か想像出来ないが興味を誘われる。

6. 庄野太郎の芳川水利論

これは名西郡高川原村の庄屋庄野太郎が慶応元年（1865）頃書いたと推定される文書であり、前記の郷土史談第四編で復刻されたものを読むことが出来る。前述の松村元助、後藤庄助の所論を紹介することから始めているが、彼等の立論を全面的に支持し「良く稼稿の艱難を知り下情に達し水利の上下に裨益ある」ので二人が同時代に生きて志を同じくしていたら、治水という困難を伴う大事業も必ず成功するだろうと云っている。

易しい所から手を付け効果が上った時に事業を拡げるならば、住民も付いて来るし大計を成就することも可能だとして、川島の山の下で水を引いて以西用水に繋ぐ大計は実現可能なものと云っている。この普請に必要な費用は今日慶応の時代になると、後藤庄助が見積った嘉永の時代より高くなっているが、御上も費用に困っているから、自分達で持寄って賄わねばならない。しかしその代り、普請のために慣れた田畑の面積や賦役者の人数に対して資給の価銀を定め、更に5厘ぐらゐの利息を加算して上納から控除するような方策を考えねばならぬ、とまで言及している。ここでははっきりと、現実の事業に向かう実際の動きが見られる。

なお田を作らねばならない理由として、藍作との経済比較だけの視点とは別に、米20万石の不足を他国に依存している問題を取り上げ、自国の消費は自国内で生産出来なければならないと云い出している。幕末という時代的背景を負った結論と考えられ、いつまでも他国に依存していることは出来ぬと考える危機感が出ている。

一方技術的な面に関しても重要な見解の表明に先鞭を付けている。「最古言芳野川両辺堤防の備へなく、大水の時は南山より北山迄一望湖水の如くなり、平常の河流も南山の下より北山の下迄蛇流して常の状なく、然れ共今の如く害はなきなり。何となれば水面一円に横流する故に格別深水の所もなきなり。近世百年以前より或は有司の權に因り、或は大家拝知の便利により、一村二村の間堤防を築き其の近辺の害を除くも今猶存せり。之に依って曲防の災に罹る所儘多きなり、名東・名西犬牙の地是なり。此全く水理不修るに由てなり」と堤防を造るだけでなく、造る位置の重要さを論ずるようになって来る。後述するデレーケの「吉野川検査復命書」の中で厳しく追究されている西覚門堤は中でも大きな堤防だが、その外にも位置が悪くて水論の種になった小さな堤防は数多くあった筈である。ただしこれらは吉野川本流や宮川内谷川などの支流の河床の上昇に従って機能を失って消えている。何げない地盤の高まりが、古文書の記述から過去の堤防跡と分かって驚くことが間々ある。

重要な見解の今一つとして「扱又田疇は渠より溝に入れ、溝より遂に及し、灌漑の便を得べし、抑暴雨沛然の節は降に順ひ行潦遂より溝に流れ、溝より渠に吐き、潺湲として順流して溝滄壅塞する時なければ五穀を腐朽することなく」と田の中に水を貯留する全体的システムの確立を説いているヶ所がある。いつれにしるこの時代になって流域全体が、耕地として相当に整備されて来た状態が想像できる。

阿波藩には土佐の野中兼山、伊予の足立重信、讃岐の西島八兵衛の如き治水に名をなした重臣が居ないが、それに劣らぬ人物として伊澤亀三郎が居る。宝暦2年（1752）阿波郡伊沢村の庄屋の2男に生れ、吉野川河口の住吉新田の開発によって認められ、藩士に取り立てられた。その後寛政4年（1792）には鮎喰川の治水工事を完成している。時代が隔っている

とは云え、この大先輩の名が出るのが庄野太郎のこの文書だけなのは意外である。しかも伊沢亀三郎が庄野太郎の祖父に、芳野川治水の必要を役人に進言したのが取り上げられなかった、山間の溪流の上に大石・小石・肥土を順に積み重ねて水田を造る方法を農家に教えた、と云ったというだけの些細なものである。

7. 庄野太郎の水利に関する上書

前節と同じ庄野太郎が慶応2年(1866)に書いた文書で、高川原村史の付録に紹介されている。この年徳島地方は寅の水と呼ばれる歴史的な大水害に見舞われていて、この経験を契機として書かれたと推定出来る。

彼は大堤を築いて水害を防ぐのは当然のことで誰でも知っている事実であると書き出している。しかし吉野川流域には現在堤防が非常に少ない。北の山の土が粗鬆であって、しかも砂糖を作るのに必要な柴薪を切り出すため、保水能力が悪くなり土砂を多量に流水する。このような状態だから今年の水害も当然起るわけで「竊に雷同を憚り、且つ僭踰の罪を畏る。故に敢て審云せず。然と雖中心に思惟し、触目観察する所の徵事吐露仕らず、徒に黙止仕る不忠の罪も亦懼るべし。是以聊か二三策を云上す」として早急に矢三と島田の間の鮎喰川の堤防、金比羅から津田浜までの徳島の町の堤防、川島から柿原の方へ向けた堤防を築かなければならぬことを、そのため若しいくらかの家屋の立除が必要になってもやむを得ないし、築造を受け持つ人が居ないなら自分がやると強い表現で書いている。

引用した文章から分るように、前の文書ではかなり直裁に意見の発表をしていた彼が、ここでは意見を述べるに当ってひどく躊躇している。彼がここで特に考えねばならぬ事状があるとする、それは何であろうか。前節の彼の文章が現実的であり、しっかりした書き方であることを考えると、発言の影響の大きさを意識しているのだろうか。ちなみに上の意見のうち、第一のものは直ちに着工されているようだし、第二のものは着工の直接の目的はいくらか違っていたかも知れないが50年後に内務省の直轄の大堤工事となって実現している。

以上のように提案された工事であっても、実際に

行う普請は「柳条を指之候時、礫停滞すべし。砂埃堆くなるに従ひ竹木を植て之を繁茂せしめば、土地自然に高くなるべし。其後大堤を築く事堅牢にして」と全面的に自然の力に依存しなければならないのは、提案内容の印象的な強さと比較して面白い。

高川原村史はこの文書に続いて、6節の芳川水利論の附録とし、庄野太郎が岩津から上流阿波と土佐の境まで吉野川沿いに探査した時の紀行文を載せている。下流は毎日良く見て知っているが、上流のことは殆ど知らないので一度は見ておかねばと目的を述べている。官命で行くのでないから測器を使うのを遠慮したと書いてある通り、詳しい記述が無いので水利的には参考になる記述は少ない。ここでも持って廻った遠慮のある表現を使っているのが気になる。ただし大歩危・小歩危で道路の通っている場所の崖の高さや、そこを通行する時の苦勞の記述が詳細であって、上流土佐方面との交通の時根津木峠や笹ヶ峰峠を大きく迂回しなければならぬ理由が分る。筆者にとっては当時の道路の実状が分り、別の面で参考になる面白い資料である。

8. 豊岡荔墩の疎鑿迂言

これは板野郡宮島村の組頭庄屋豊岡荔墩が明治7年(1874)に書いたもので、松茂町史の資料により全文を読むことが出来る。この頃になると、農民が河川に加えて来た種々の営みが、かえってひずみとなって出て来る様子が伺える。

吉野川流域は北が高く南が低いので河道は自然に南に寄るべきなのに、大堤を以て北に押しやっているのが諸悪の根源である。山地が荒れ土砂の流出が多くなっている現在、これを以前のまゝの状態に保っておくのは、たまたま浚渫などで一時的に解決を見たとしても、所詮無理なことである。「数十百年の積弊、一掃豁開の良策、實に至難と云へし」と官民共如何ともし難い荒廢の現状を分析している。

更に「從來愚民の情態、束縛の旧制に習慣し、自己の知識を用ふるを知らず、一切の事件、官に偏頼し、苦情あれば愁訴より外なし、然て官の指令をうるも、往々疑猜を拘き、訕謗を唱え、嗷々の余り官庁を仇視し、終に嚙衆して暴動の挙あるに至る」と云う民情が解決をより難くしていると書いている。更に「一同自主自立の特権に拠て、各天賦の知識を奮

発し、旧規に執泥せず、暫勞を圧憚せず、良策善計を會議し、互に压制せず雷同せず、依違して時日を遷延せず、成議の後連署して策答し、官の充職保護を受け、協同尽力、濟世の基本を奏巧す可き旨、告諭を賜えば至陋至愚の里民と雖ども」と駄目を押した上で「私に惟に当今吉野川下流利通の策、堤防を廃し開鑿を起し、從來灌溉運漕の合流を止め、南北兩派に灌溉漕渠の分流を定むるの外無る可し」の原理により、利通の策として川島より水を取り入れて南方の旧河道を生かして水路を、灌溉の川渠としては美馬郡から取った水を渠道を通して北の山の傍を撫養え落す案を示している。

以上の記述の最初の部分から、明治時代にもなると、河川に対していろいろな人手が加わった結果、河道の形が大体決まって来ると同時に一方ではそこに種々のひずみが蓄積されて来たのを読み取ることが出来る。直流大堤の思想が今まで強く出ていたが、上流からの土砂の供給に大きな見込み違いがあったと云うべきか、結果として予想以上に河道の中に土砂が堆積し困り切っている様子が分る。悪水の排除の問題を非常に簡単なこととして記述していることで既に指摘した通り、土砂の堆積は初期の段階では殆ど問題にならなかったことである。

次に上げた引用からは、明治維新になり中央の新政権からの締め付けが厳しく、その反動として強く官への依存性を深めていく時代の傾向と思えるものを感じ取ることが出来る。

以上の諸点から豊岡蒔墩の案そのものは、現実を越えていた為か実現されなかったが、その文書は明治になってから吉野川の周辺に起きた自然的社会的変化を良く物語っていると思え興味深い。

9. デレーケの吉野川検査復命書

これはデレーケが明治17年(1884)筑後川、淀川を調査した時徳島に回り6月12日から7月4日にかけて吉野川を調査した報告書で、建設省徳島工事々務所が復刻したものである。近代河川工学の立場から、多くの課題に関して意見を述べているので、興味深いものを書き上げてみる。これまでに紹介して来た一連の治水論の評価になり得るか否か分からぬが、デレーケなりの批判を調べてみる。

最初はデレーケが第十堰とその上流に在る西覚円

の堤防の撤去を提案したことを取り上げる。あまりにも堤防の間の距離が狭いので流速が早く、更に第十堰を越える水の勢が強いので下流が洗掘され、旧吉野川の流量を維持するのに必要な経費が官民の経済力が耐え得る限界を越えていると判断したのがその根拠である。なおその場合の利害として、利は、

- 1) 維持管理費の減少
- 2) 別宮川の疎通能力の増大
- 3) 堤防の損傷の軽減
- 4) 上流之の舟航路の短縮
- 5) 撫養航路の効用の変化、害は 1) 旧吉野川の流量の減少 2) 別宮川の改修 3) 別宮川の浚渫 4) 上流えの影響の補償、が上げてある。しかし害は1)に対して別の灌溉水路を掘れば、他は大きな問題にはならないとしている。

堤防位置の問題や、第十堰の存在の問題は既に見て来たように庄野太郎や豊岡蒔墩も指摘しているが、問題点としてデレーケの目にも止まっている。吉野川本流からの取水も同様であるが、この時になってもまだ実現していない。したがってデレーケに、此の地で施工可能な場所を見付けることは出来るかまだ造られていない、と云われている。

岩津より下流における河床の形は一定せず、州が出来たり消えたりしている。さらにこの州の上には木が生えていたり、耕地があったり、中には部落のある所さえある。このような意味の文もあるが、このような場所はさすが彼にして初めて特殊な風景と見るのでなからうか。

伊沢市の堰と呼ばれる堰棟があるがその存在は流速を早めるので好ましくない、と数行の記述がある。これが若し筆者が阿波町の旧家で見た文化2年(1862)の伊沢村分間絵図に画れた長さ20間程度の小さな堰のことだとすると、デレーケは非常に細かい観察をしていることの証明になるし、また吉野川にはまだこれだけの河川構造物しか無かったことの証明にもなる大切な数行である。

デレーケは舟行の可能性も重視して、各区分ごと航行可能な舟の大きさを記録することで、実態を纏めている。前説までの文書で舟航に言及しているのは豊岡蒔墩だけであるが、その彼の記述も実現されなかった運漕路の整備のことなので具体性は無い。

本節の記述の前半は必ずしもデレーケが最初に気付いたとは思えない点を取り上げ、後半は彼にして始めて評価されたと思える点を取り上げたが、全体

的な印象からみて彼はやはり近代的な技術者であって、種々の問題点を体系的に整理している。彼の纏めた問題点は、流出土砂の偏在を考慮して提案した第十樋門の位置の移動、すなわち第十運河の新規掘削などまで、現在実現している。ただ別宮川が開鑿された寛文12年(1672)から数えて212年、第十堰が出来た宝暦2年(1752)から132年の長い歴史を負った第十堰の撤廃だけはどうにもならず、デレーケの時代から更に100年後の現在でもまだ残っている。

10. あとがき

以上治水論・利水論とし現在筆者が利用し得る文書を上げ、現在の我々から見ると非常に楽観的に感じられるが、先人によって立てられた計画とその内どれだけが実現したかを見、その中に流れる傾向的なものを求めた結果を紹介した。文書数が少なく、またそれを書いた人の見解も多様である筈で、多くの変化をただ示すだけで一つの傾向一つの筋書きを示し得るか否かに関しては、不安な気持ちを持ちづけていた。しかし幸にも一応の結果が得られたと思えるものになった。

このような傾向を現在の中に引き継いで、如何なる考察を加えて行くかが次の問題になるが、現在の社会問題の複雑さを考えるとこれは非常に難かしいことになる。最後に今までの文書と時代的にも内容的にもいくらか隔はあるが、題名だけははっきり治水論とある文書を紹介して考え方の一端を示すことにする。

これは「鮎喰川治水論」と称するもので、佐藤貞吉が昭和15年(1940)頃徳島毎日新聞に連載したものである。鮎喰川は徳島市の西郊で南から吉野川に合流する最大の支川である。蜂須賀入府の始め、徳島の町作りのためその流路を大きく北に振らせて無理な変形をしているので、藩主の声がかりで堤防の整備には力を入れている。木曾川の堤防が尾張藩側で高かったと同じことがここにもあったように云われている。

佐藤の治水論は、山地が荒廃して土砂の流出が多くなり河底が高くなって危険だから早く取り除いてほしいと云うのが主旨である。ただ面白い記述として、鮎喰川の下流は今まで何回も築堤工事が行われた結果、新旧の2つの堤防が平行している区間が多

い。新堤が出来たから旧堤は不要であるとして撤去するのは好ましくなく、この間に水を張ると水圧で浸透水を押えることが出来る、と云う記述がある。

この資料が時代的に隔ったものであることは、上述の文書の最後のデレーケの「吉野川検査復命書」の書かれた明治17年より60年も後に書かれた事実であり、現在から見ると逆に40年も前になることを云っている。内容的な隔りとは、これに現在の科学論、行政批判に感じられるのと良く似た調子を感じ取れることを云っている。この治水論を外の文書と同一に並べて考察するのはいくらか疑問を感じるので、一節を設けて紹介するのを避けている。それでも、これが一つの傾向が行き付く先の姿を示していると考えれば、割愛も出来ないもので形を変えて本節に取りあげた。

すなわち砂利による河床の埋没が河川管理の上で不都合だと云うのは、前節の記述の続きとして理解出来ることである。注意しなければならぬのはこの文章が与えられた堤防による治水は変更の出来ない完成した方式で、堤防を維持するのは官庁の仕事と考えねばならぬ状態になったことを示す点である。今迄にいろいろな葛藤を経験して来た民間の治水論と呼ぶことの出来る議論は、ここで終焉したと云えるのでなかろうか。

社会制度の変化によって行き付いた結果であって、明治の初年各地に在り、個々の名称で呼ばれていたような堤防を作る状態ではなくなっている。豊岡荔墩が歎いたように、苦しいがここでは耐えねばならないと主張する人も、若し外にこの仕事を請負う人が居なければ自分に委せてほしいと云う気力と資力を持った人の出る幕は無くなっている。こうして一つの時代が終り新しい時代に入って行ったが、上述のような葛藤の状態を経験した事実は遺産として肯定的に新しい形に残しておくべきものと考えが如何なるものだろう。現在筆者は具体的イメージを持っているわけではないが、最近よく云われるいわゆる共同体意識などが一つの形ではないかと考えている。

各文献や資料の出所は本文の中に書くことが出来たので、紙数の関係もあり、最後に参考文献として一括表示するのは省略させてもらうことにする。